

18歳以下対象

自転車乗車用ヘルメットの 購入費用を補助します！

上限
¥2,000

- 道路交通法が改正され、令和5年4月1日からすべての自転車利用者に自転車乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されました。
- 自転車事故で死亡した人の約6割が、頭部に致命傷を負っています。
- 自転車に乗るときは、自転車乗車用ヘルメットを着用しましょう。

19歳以上の使用者
は裏面をご覧ください

対象となる方

- 申請日に市内に住所があること
- 令和7年3月31日時点で18歳以下の自転車使用者
- 同一世帯に市税の滞納がないこと

対象となるヘルメット

- 市内に本店がある輪業店で購入したもの ※（裏面参照）
- 令和6年4月1日以降に購入した新品のもの（中古品は不可）
- SGマーク等の安全基準を満たしたものの



(参考) 安全基準マーク

SG	JCF	CE	GS	CPSC

補助額等

- 購入費の2分の1 上限**2,000円**（100円未満切捨て）
※ポイント利用、クーポン、商品券等でのお支払い分は対象外
- 使用者1人につき、ヘルメット1個かつ1回限り

必要書類

- 申請書（使用者が未成年の場合は、その保護者等が申請）
- 領収書など、購入日、購入店名、商品名、購入金額がわかるものの写し
- 保証書や取扱説明書、現物（または写真）など、ヘルメットの安全基準を満たすことが確認できるもの
- マイナンバーカードや子ども医療費受給者証など、使用者の住所、氏名、生年月日が確認できるもの

申請受付期間

令和6年7月1日～令和7年3月31日
※予算額に達した場合は終了となります

問い合わせ・提出先

- 五泉市役所 環境保全課（本庁4階）
〒959-1692 五泉市太田1094-1
TEL 43-3911 FAX 41-0006
- 五泉市交通安全市民の会（五泉市交通安全協会内）
〒959-1863 五泉市東本町2丁目7-42
TEL 43-7338
FAX 43-8757
- 村松支所 市民係（支所1階）
〒959-1705 五泉市村松乙130-1
TEL 58-7181 FAX 58-8554

※裏面もご覧ください

19歳以上対象

自転車乗車用ヘルメットの 購入費用を補助します！

上限
¥2,000

対象となる方

- ・申請日に市内に住所があること
- ・令和7年3月31日時点で19歳以上の自転車使用者

対象となるヘルメット

- ・市内に本店がある輪業店で購入したもの ※（末尾参照）
- ・令和6年4月1日以降に購入した新品のもの（中古品は不可）
- ・SGマーク等の安全基準を満たしたもの



（参考）安全基準マーク

SG	JCF	CE	GS	CPSC

補助額等

- ・購入費用の2分の1 上限2,000円（100円未満切捨て）
※ポイント利用、クーポン、商品券等でのお支払い分は対象外
- ・使用者1人に付きヘルメット1個かつ1回限り

必要書類

- ・申請書
- ・領収書など、購入日、購入店名、商品名、購入金額がわかるものの写し
- ・保証書や取扱説明書、現物（または写真）などヘルメットの安全基準を満たすことが確認できるもの
- ・マイナンバーカードや運転免許証など、使用者の住所、氏名、生年月日が確認できるもの

申請受付期間

令和6年7月1日～令和7年3月31日
※予算額に達した場合は終了となります

問い合わせ・提出先

- ・五泉市役所 環境保全課（本庁4階）
〒959-1692 五泉市太田1094-1
TEL 43-3911 FAX 41-0006
- ・五泉市交通安全市民の会（五泉市交通安全協会内）
〒959-1863 五泉市東本町2丁目7-42
TEL 43-7338
FAX 43-8757
- ・村松支所 市民係（支所1階）
〒959-1705 五泉市村松乙130-1
TEL 58-7181 FAX 58-8554

※【対象店舗】（市内に本店がある輪業店）

五泉地区

- ・(株)松本商会
- ・(有)塩原輪業
- ・山田自転車店
- ・(有)ハセツネ商会
- ・大原輪店
- ・サイクルショップよこ山

村松地区

- ・落合輪業
- ・佐藤自転車店
- ・マル工輪店
- ・山田自転車店